【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【縦覧に供する場所】(7)　名称

（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

［ａ～ｉ　略］

ｊ　提出会社が持分会社である場合における「第二部　企業情報」に掲げる事項は、⑵5から⑺7までに準じて記載すること。

［(2)～(22)　略］

(23)　売出しの条件

ａ　「売出価格」の欄には、株式については１株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権１個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円又は振替社債の金額100円についての売出価額を、電子記録移転権利（法第２条第２項第３号に掲げる権利に該当するものに限る。）については１単位の売出価額を記載すること。

［ｂ～ｆ　略］

［(23―２）～（23―10）　略］

(24)　その他の記載事項

ａ　工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書の記載箇所を示すこと。

ｂ　当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。(31)ｄにおいて「電子記録移転有価証券表示権利等」という。）である場合（ｃに掲げる場合を除く。）には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(5)ｃ、(17)ｃ、(30)及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

ｃ　当該届出に係る有価証券が電子記録移転権利（法第２条第２項第３号に掲げる権利に該当するものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「第一部　証券情報」及び「第二部　発行者情報」の「第１　組合等の状況」に記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。ただし、これらの事項をこの様式の他の項目に記載する場合には、記載を要しない。

［(25)～(30)　略］

(31)　事業等のリスク

［ａ～ｃ　略］

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)

【安定操作に関する事項】(6)

【縦覧に供する場所】(7)　名称

（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

［ａ～ｉ　同左］

［加える。］

［(2)～(22)　同左］

(23)　売出しの条件

ａ　「売出価格」の欄には、株式については１株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権１個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円又は振替社債の金額100円についての売出価額を記載すること。

［ｂ～ｆ　同左］

［(23―２）～（23―10）　同左］

(24)　その他の記載事項

工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書の記載箇所を示すこと。

［(25)～(30)　同左］

(31)　事業等のリスク

［ａ～ｃ　同左］